

農地中間管理事業の農用地利用配分計画を定めるに当たり、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和〇年〇月〇日

一般社団法人京都府農業会議
会長 栗山 正隆

記

1 農用地利用配分計画

農 用 地 等 の 所 在 地				設定期間 (年)
市 町 村	大 字	小 字	地 番	
A	B	C 1	1	1 0
A	B	C 2	3	1 0
A	B	C 2	4 - 2	1 0
A	B	C 3	5 - 1	1 0

2 意見の提出方法

(1) 京都府農業会議の電子窓口 E-mail

(2) 郵送の場合

〒602-8054 京都市上京区丁子風呂町 104 番地の 2 京都府庁西別館
一般社団法人京都府農業会議 農地中間管理機構

(3) FAX の場合

FAX 番号 : 075-441-5742

一般社団法人京都府農業会議 農地中間管理機構

3 意見の提出上の注意

- ・提出の意見は、日本語に限る。
- ・提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記のこと。記入された個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。
- ・電話での意見は受けない。

4 意見受付期間

令和5年 月 日 ~ 令和5年 月 日（1週間）

（郵送の場合も締め切り日必着）